## 佐野市建設工事検査要領

平成17年2月28日

(趣旨)

第1条 この要領は、佐野市建設工事検査要綱(平成17年佐野市訓令第79号。以下「要綱」 という。)第13条の規定に基づき市の行う工事の検査に関し必要な事項を定めるものと する。

(検査職員の任命)

第2条 工事の検査職員は、市長が職員のうちから任命する。

(兼務の禁止)

第3条 特別の事由がある場合を除き、工事を監督する職員に対し、当該工事の検査を命じてはならない。

(検査の重複執行)

第4条 要綱第3条第2項第1号、第3号及び第4号(指定部分の引渡し)並びに同条第3項(中間検査)の検査は、完成検査との重複執行を妨げないものとする。

(検査の準備)

- 第5条 要綱第6条第2項の規定により、検査職員の行う検査に立ち会うこととなる監督職員は、次に掲げる事項のうち必要な事項について準備又は措置を講じて立ち会う。
  - (1) 契約書、設計図書、工事写真、品質及び施工管理資料の準備
  - (2) 測量機械器具、写真機及び黒板の準備
  - (3) 測点及び主要構造物の寸法の表示
  - (4) 破壊検査及び試験に必要な機械器具の準備
  - (5) その他必要な用具の準備

(検査の方法)

第6条 検査職員は、契約書等に基づき栃木県工事検査技術基準等に適合しているか否か を確認するため、工事の出来形、品質、機能等を現地において検査しなければならな いものとする。

(工事成績の評定)

第7条 検査職員は、請負工事について検査を完了した場合は、別に定めるところにより、 工事成績を評定しなければならないものとする。

(修補又は改造)

第8条 要綱第9条第1項第1号に規定する「不適合の程度が軽易なもの」とは、その程度 が小規模で修補又は改造が容易であり、かつ21日未満で完了すると認められるものを いう。

- 2 要綱第9条第1項第2号に規定する「不適合の程度が重大であるもの」とは、工事目的 物の出来形が契約書及び設計図書又は出来形基準を著しく逸脱し、機能上支障はある が修補又は改造により、その支障を排除することができるものと認められるものをい う。
- 3 要綱第9条第1項第2号に規定する「修補若しくは改造にかかる期間が相当の日数を要するもの」とは、21日以上、60日未満で修補又は改造が完成すると認められるものをいう。
- 4 要綱第9条第1項第2号に規定する「修補若しくは改造が困難であるもの」とは、コンクリート構造物、鋼構造物又は建築設備等において、工事目的物の出来形が設計図書 又は出来形基準を著しく逸脱し、第2項の規定によっては修補又は改造の措置が採りえないものをいう。

(軽微なものの措置)

第9条 前条第1項に該当するもののうちで、特に軽微なもの又は7日未満で修補又は改造 が完了すると認められるものについては、検査職員が口頭又は検査指示書の様式に準 じて措置することができる。

(再検査)

第10条 前条の規定による措置をした場合の再検査は、その処理報告の確認をもって検 査合格とすることができる。

(支給材料の検収)

- 第11条 契約検査課が行う支給材料の検収は、請負金額が130万円を超えるものとする。 (その他)
- 第12条 この要領に定めるもののほか、検査実施の細部に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成17年2月28日から実施する。

附則

この要領は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から実施する。